



三重県公報

平成31年2月5日（火）

第 3080 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
2	三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
告 示			
57	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
58	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(漁業環境課)	2
59	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
60	同件	(同)	3
61	同件	(同)	4
62	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河川課)	5
63	同件	(同)	5
64	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	5
65	同件	(同)	5
66	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	6
67	同件	(同)	7
68	同件	(同)	10
69	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	10
70	都市計画事業の認可	(都市政策課)	10
公 安 委 告 示			
10	警備員等検定の実施	(公安委員会)	11
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	13
	建築基準法の規定による建築協定の認可及び協定書の縦覧	(建築開発課)	14
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(漁業環境課)	14

規 則

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年二月五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二号

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第五条（略）</p> <p>（年金の給付の調査）</p> <p>第五条の二 条例第十一条第一項の規定による年金の給付を円滑に実施するため、知事は加入者及びその扶養する心身障害者の生存の事実又は氏名若しくは住所について調査を行うものとする。</p>	<p>第五条（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第57号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
70	映画	豊満OL 寝取られ人事	オーピー映画	平成31年 2月5日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
71	映画	かちんこ！平成任侠外伝	オーピー映画		
72	映画	手ごめにされた新妻 夫と義父と…	新東宝映画		
73	映画	師匠の女将さん いじりいじられ	オーピー映画		
74	映画	火口のふたり	ファントム・フィルム		

三重県告示第58号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成18年三重県告示第93号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中

「

磯津区域 (四日市市漁業協同組合のうち 磯津の地区)	① 小型底びき網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② 機船船びき網漁業 (合計総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。) ③ 機船船びき網漁業 (合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。) ④ ①、②及び③以外の漁業
----------------------------------	---

を

磯津区域 (四日市市漁業協同組合のうち 磯津の地区)	① 小型底びき網漁業 (総トン数 10 トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業) ② 機船船びき網漁業 (合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。) ③ ①及び②以外の漁業
----------------------------------	--

に改める。

三重県告示第 59 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出 (大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン津城山
 津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆
- 2 津市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 31 年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 60 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出 (大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更) に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン芸濃
 津市芸濃町椋本一ツ谷 3083
- 2 津市から聴取した意見
 意見なし
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 平成 31 年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 61 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西濃パーク名張

名張市蔵持町芝出 1301 番ほか 31 筆、名張市蔵持町原出 1791 番 1 ほか 8 筆

2 名張市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 来店者の車両等により、歩行者及び他の車両等の通行の安全に支障をきたす事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。

イ 出入口が前面道路を挟んだ既設店舗の出入口と近接することから、店舗への出入りや当該市道を通行する歩行者、自転車及び車両の混在により、これらの通行に混乱が生じることが想定されるため、あらかじめ既設店舗と協議するなどして、必要に応じ交通誘導員を設置するなど、通行の円滑化と安全対策に努めること。

(2) 騒音の発生に係る事項

（騒音発生施設の管理について）

ア 空調機室外機等、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に定める騒音発生施設を有する時は、同条例に基づく届出を名張市地域環境部環境対策室へ行い、敷地境界における騒音の規制基準（三重県生活環境の保全に関する条例、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める規制基準）を遵守すること。

なお、敷地西側は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項に基づく第 2 種住居地域であり、周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること。

イ 騒音発生施設については、定期的に適切なメンテナンスを実施し、機器の動作不良などによる騒音が発生しないようにすること。

（荷さばき施設①、③及び廃棄物保管施設①、③と周辺住居との関係について）

ア 作業時は原則アイドリングストップとし、特に早朝には作業音の抑制に配慮すること。

イ 廃棄物の回収時は、可能な限り騒音発生の抑制に努めること。特にビンや缶の回収時には高音が響くことが考えられることを考慮し、騒音を抑制した回収方法を検討すること。

ウ 廃棄物の保管については、臭気や害虫の発生を抑止し、周辺の生活環境を損なわないように配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

（造成及び建設中に発生する廃棄物処理について）

ア 造成及び建設中に発生する廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。

イ 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

（事業活動により発生する廃棄物処理について）

ア 名張市では、ごみゼロ社会の実現に向けて排出事業者に対し、廃棄物の抑制及びリサイクルの協力要請をしていることから、ごみについては、減量化及び資源化に極力努めること。

イ ごみは自己搬入するか、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する等、法令を遵守して適正に処理すること。

ウ 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び排出計画を作成し、いつでも提示できるよう保管すること。

エ 資源となるびん類、缶類、ペットボトル、紙類等については、自ら分別し伊賀南部クリーンセンターに持ち込む等、ごみの減量化及び資源化に積極的に取り組むこと。

オ 名張市では、ごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋等についても中身の見える袋（透明又は半透明の袋）の使用に極力努めること。なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策等を検討し、環境に配慮した事業活動に努めること。

カ ごみの発生抑制において、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。

キ カラス、猫等にごみを荒らされないよう、適正に保管及び管理すること。

ク 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講ずること。

ケ 駐車場等の敷地内における散乱ごみ、不法投棄ごみの対応について、清掃等の管理を行い、管理者の責任において適正に処理すること。

(4) その他の事項

(青少年健全育成への影響に関する意見)

名張市では、次代を担う青少年の健全育成を願い、地域、学校、行政及び警察等が一体となった「名張少年サポートふれあい隊」が青少年の非行防止及び有害環境浄化を目的としたパトロール活動を行い、青少年に「愛のひと声」をかけている。(仮称)西濃パーク名張がオープン後、青少年が店舗及び駐車場等に参集し迷惑をかける等の行為があれば連絡を行い、パトロールの実施等の検討を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成31年2月5日から同年3月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第62号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条に基づき、赤羽川水系赤羽川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第63号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条に基づき、宮川水系大内山川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
播磨-3	桑名市播磨、西方 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷川-2	いなべ市大安町石樽北 (詳細は次の図のとおり)	土石流
七夕川-2	いなべ市大安町丹生川上、石樽北山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇賀川左支流-2	いなべ市大安町石樽南 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇賀川左支流-3	いなべ市大安町石樽南 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇賀川左支流-4	いなべ市大安町石樽南 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇賀川左支流-5	いなべ市大安町石樽南 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宇賀川左支流-6	いなべ市大安町石樽南 (詳細は次の図のとおり)	土石流
石樽下	いなべ市大安町石樽下、平塚 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
新田川-1	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新田川-2	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
播磨-2	桑名市播磨、西方 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上深谷部	桑名市上深谷部、下深谷部 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上野1	桑名市上野、西別所、太夫、神楽町2丁目、矢田、本願寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西方2	桑名市西方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西方3	桑名市西方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
播磨3-1	桑名市西方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青葉町	桑名市青葉町2丁目、北別所、西方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

高塚 1	桑名市高塚 6 丁目、北別所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東方 1	桑名市東方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東方 1-1	桑名市東方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東方 4	桑名市東方、北別所 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東方 2	桑名市東方、尾野山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東方	桑名市東方、立花町 1 丁目、 上野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
播磨 2	桑名市播磨 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
播磨 2-1	桑名市東方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
播磨	桑名市東方、北別所、播磨 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
播磨 1	桑名市播磨 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蛸塚新田	桑名市蛸塚新田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蛸塚新田 1	桑名市蛸塚新田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蛸塚新田 2	桑名市蛸塚新田、播磨 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上深谷部 1	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上深谷部 2	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上深谷部 3	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上深谷部 4	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部 1	桑名市下深谷部、上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部	桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部 2	桑名市下深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部 4	桑名市下深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部 5	桑名市下深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部 7	桑名市下深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下深谷部 6	桑名市下深谷部 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
播磨 6	桑名市播磨、陽だまりの丘 1 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
空川左支流、源太川右支流	いなべ市大安町石樽北 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
七夕川-1	いなべ市大安町石樽北 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
石樽南	いなべ市大安町石樽南、石樽北 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
石樽北山-1-1	いなべ市大安町石樽北山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
石樽北山-1-2	いなべ市大安町石樽北山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
石樽北山-2	いなべ市大安町石樽北山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
宇賀川左支流-1	いなべ市大安町石樽南、石樽北 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
市之原 1	いなべ市員弁町市之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市之原 2	いなべ市員弁町市之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市之原 3	いなべ市員弁町市之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市之原 4	いなべ市員弁町市之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市之原 5	いなべ市員弁町市之原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御菌	いなべ市員弁町御菌、楚原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下笠田	いなべ市員弁町下笠田、笠田新田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上笠田 1	いなべ市員弁町上笠田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上笠田 2	いなべ市員弁町上笠田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上笠田 3	いなべ市員弁町上笠田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北金井	いなべ市員弁町北金井 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西方 1	いなべ市員弁町西方 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西方 2	いなべ市員弁町西方 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
暮明	いなべ市員弁町東一色 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
暮明 2	いなべ市員弁町暮明 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大泉	いなべ市員弁町大泉、東一色、西方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北 1	いなべ市大安町石樽北 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北 2	いなべ市大安町石樽北 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北山 5	いなべ市大安町石樽北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北山	いなべ市大安町石樽北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北山 2	いなべ市大安町石樽北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北山 3	いなべ市大安町丹生川久下、丹生川上、石樽北山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍋坂	いなべ市大安町鍋坂、宇賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇賀	いなべ市大安町宇賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇賀 3	いなべ市大安町宇賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇賀 2	いなべ市大安町宇賀、鍋坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇賀 4	いなべ市大安町宇賀 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽東	いなべ市大安町石樽東 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井田 4	いなべ市大安町門前、大井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井田 1	いなべ市大安町大井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井田 2	いなべ市大安町大井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大井田 3	いなべ市大安町大井田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅戸	いなべ市大安町梅戸、南金井 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
門前 1	いなべ市大安町門前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
門前 2	いなべ市大安町門前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市之原 6	いなべ市員弁町市之原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東一色 1	いなべ市員弁町東一色、暮明、岡丁田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石樽北 2	いなべ市大安町石樽北、石樽南 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍋坂 2	いなべ市大安町鍋坂、宇賀新田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鍋坂 3	いなべ市大安町鍋坂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 68 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
タチメ 2	志摩市阿児町鶴方 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 69 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
タチメ 2	志摩市阿児町鶴方 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 24 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

尾鷲市

2 都市計画事業の種類及び名称

尾鷲都市計画道路事業

3・4・2 号 尾鷲港新田線

3 事業施行期間

平成 31 年 2 月 5 日から平成 37 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

三重県尾鷲市大字南浦字浜新地、並びに瀬木山町字セギノ山、並びに南陽町字山ノ鼻、字折橋、字元山神上、及び字野輪、並びに小川東町字山ノ鼻、並びに上野町字古戸野、字小川、字小川山神森、字小川田ノ上、字小川庚神森、及び字自然地上野、並びに小川西町字自然地上野、並びに大字南浦字日尻野 地内

(2) 使用の部分

なし

公安委告示

三重県公安委員会告示第 10 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務 1 級	平成 31 年 5 月 15 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	20 人
雑踏警備業務 2 級		20 人
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 31 年 5 月 15 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	20 人
貴重品運搬警備業務 2 級		20 人

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務 1 級	平成 31 年 6 月 5 日（水）午前 9 時 15 分から正午まで
雑踏警備業務 2 級	平成 31 年 6 月 5 日（水）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
貴重品運搬警備業務 1 級	平成 31 年 6 月 14 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
貴重品運搬警備業務 2 級	平成 31 年 6 月 14 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（雑踏警備業務に係るものに限り、以下「雑踏警備業務 2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 貴重品運搬警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限り、以下「貴重品運搬警備業務 2 級検定」といいます。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 貴重品運搬警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 1 級	平成 31 年 4 月 9 日（火）から同月 12 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 1 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 雑踏警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(エ) 3(1)アに該当する者は、雑踏警備業務 2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 雑踏警備業務 2 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

ウ 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 検定申請書（規則第 9 条に規定する別記様式第 1 号） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 3(3)アに該当する者は、貴重品運搬警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書

(オ) 3(3)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

エ 貴重品運搬警備業務2級

(ア) 検定申請書（規則第9条に規定する別記様式第1号） 1通

(イ) 三重県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。）

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
雑踏警備業務1級	13,000円
雑踏警備業務2級	13,000円
貴重品運搬警備業務1級	16,000円
貴重品運搬警備業務2級	16,000円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票、筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務係（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成30年12月18日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

平成31年2月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

- 2 作業地域
四日市市上海老町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項の規定に基づき、建築協定を次のとおり認可しました。
なお、当該建築協定書は、名張市役所において縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 建築協定の名称
春日丘建築協定
- 2 申請者の住所及び氏名
名張市春日丘 1 番町 95 番地
春日丘建築協定運営委員会 委員長 久保田 彰
- 3 建築協定区域の地名及び面積
名張市春日丘 1 番町 1 番地ほか
193,358.39 ㎡
- 4 認可年月日及び番号
平成 31 年 1 月 24 日
第 30-協-1 号

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 漁業取締船「伊勢」定期検査及び同検査に伴う修繕
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地
三重県農林水産部漁業環境課
- 3 落札者決定日 平成 31 年 1 月 15 日
- 4 落 札 者 三重県北牟婁郡紀北町長島 1890 番地 1
きりゅう造船株式会社 代表取締役 中野 保
- 5 落 札 金 額 入札価格 103,700,000 円
契約金額 111,996,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成 30 年 11 月 16 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
